

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和7年10月1日・2日

1. 条例案

第117号議案	使用料及び手数料の額の改定等に関する条例 [関係分]	(健康福祉総務課) …	1
---------	-------------------------------	-------------	---

2. 予算案

第100号議案	令和7年度島根県一般会計補正予算(第3号) [関係分]	(健康福祉総務課) …	3
第104号議案	令和7年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算(第1号)	(健康福祉総務課) …	3
第105号議案	令和7年度島根県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	(健康福祉総務課) …	3
第106号議案	令和7年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	(健康福祉総務課) …	3

3. 報告事項

(1) 生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの 取扱いについて	(健康福祉総務課) …	8
(2) 第二次島根県再犯防止推進計画(骨子)について	(地域福祉課) …	12
(3) 令和7年度国民健康保険1人当たり調定見込み額について	(健康推進課) …	14
(4) 国民健康保険料の滞納状況について	(健康推進課) …	17
(5) 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について	(高齢者福祉課) …	19
(6) 介護テクノロジー定着支援事業について	(高齢者福祉課) …	20
(7) 島根県DV対策基本計画(第5次改定)の素案について	(青少年家庭課) …	21
(8) ひきこもり等に関する実態調査の実施について	(障がい福祉課) …	24

【別冊資料】

資料1 島根県DV対策基本計画(第5次改定)素案

【第117号議案】

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例〔関係分〕

1 提案理由

経済情勢の変動等に伴い、県が徴収する各種使用料及び手数料の額等について所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の一斉見直し等に伴い、関係条例を一括改正

(1) 改正する条例

① 島根県手数料条例	⑦ 理容師法施行条例
② 島根県立総合福祉センター条例	⑧ 美容師法施行条例
③ 島根県立高等看護学院条例	⑨ クリーニング業法施行条例
④ 公衆浴場法施行条例	⑩ 島根県動物の愛護及び管理に関する条例
⑤ 旅館業法施行条例	⑪ 食品衛生法施行条例
⑥ 興行場法施行条例	

(2) 改正の内容

労務費や物価の上昇を踏まえた使用料等の単価の改定

3 主な改正項目

(1) 指定管理施設の使用料

施設名	種 別	改定前	改定後
島根県立東部総合福祉センター	401 研修室 (9:00～12:00)	5,870 円	6,450 円
	体育館 (9:00～12:00)	2,600 円	2,860 円
島根県立西部総合福祉センター	101 研修室 (9:00～12:00)	5,390 円	5,920 円
	体育館 (9:00～12:00)	2,580 円	2,830 円

(2) 各種手数料

項 目	改定前	改定後
栄養士免許申請手数料	5,600 円	5,800 円
診療所開設許可手数料	18,000 円	21,200 円
島根県介護支援専門員実務研修受講試験手数料	8,240 円	9,000 円
飲食店営業許可申請手数料	17,000 円	18,000 円

4 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

改正前の条例の規定により施設の使用の承認等を受けている者等に係る使用料等について、所要の経過措置を規定

令和7年度9月補正予算案 (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額		補 正 額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,718,427	2,412,316	▲ 46,424	▲ 46,424	2,672,003	2,365,892
地域福祉課	1,144,016	951,184	13,040	13,040	1,157,056	964,224
医療政策課	11,568,642	7,431,789	249,911	65,366	11,818,553	7,497,155
健康推進課	21,438,044	20,022,674	106,203	101,878	21,544,247	20,124,552
高齢者福祉課	15,619,053	14,056,416	36,175	28,250	15,655,228	14,084,666
青少年家庭課	3,420,720	2,201,363	117,092	117,092	3,537,812	2,318,455
子ども・子育て支援課	10,148,051	9,600,219	233,657	▲ 941	10,381,708	9,599,278
障がい福祉課	11,450,201	9,330,307	38,658	38,658	11,488,859	9,368,965
薬事衛生課	1,294,156	1,113,195	▲ 21,360	▲ 21,360	1,272,796	1,091,835
健康福祉部計	78,801,310	67,119,463	726,952	295,559	79,528,262	67,415,022

2. 特別会計

(単位:千円)

会 計 名	補正前の額		補 正 額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	285,907	0	▲ 7,997	0	277,910	0
島根県国民健康保険特別会計	61,061,070	0	959,868	0	62,020,938	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	389,109	0	97,393	0	486,502	0

■令和7年度9月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部		78,801,310	726,952	79,528,262	180,576	3,000	0	0	247,817	295,559
健康福祉総務課		2,718,427	▲ 46,424	2,672,003	0	0	0	0	0	▲ 46,424
1	国庫支出金返還金	0	337	337	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	2,025,204	▲ 46,761	1,978,443	・一般職員 265人→256人					
地域福祉課		1,144,016	13,040	1,157,056	0	0	0	0	0	13,040
1	国庫支出金返還金	0	1,200	1,200	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	165,734	11,840	177,574	・一般職員 23人→24人					
医療政策課		11,568,642	249,911	11,818,553	180,576	0	0	0	3,969	65,366
1	地域医療の連携推進費	417,208	180,576	597,784	・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急支援事業					
2	県立病院管理事業費	4,873,522	31,595	4,905,117	・県立病院一般会計繰出金					
3	国庫支出金返還金	0	13,608	13,608	・過年度補助金等返還金					
4	一般職給与費	287,369	24,132	311,501	・一般職員 32人→33人					
健康推進課		21,438,044	106,203	21,544,247	0	0	0	0	4,325	101,878
1	国民健康保険支援事業費	5,211,666	▲ 571	5,211,095	・国民健康保険特別会計繰出金					
2	国庫支出金返還金	0	109,408	109,408	・過年度補助金等返還金					
3	一般職給与費	205,454	▲ 2,634	202,820	・一般職員 26人→26人					
高齢者福祉課		15,619,053	36,175	15,655,228	0	0	0	0	7,925	28,250
1	福祉人材確保・育成事業費	11,073	10,000	21,073	・外国人介護人材受入支援事業					
2	国庫支出金返還金	0	43,552	43,552	・過年度補助金等返還金					
3	一般職給与費	216,965	▲ 17,377	199,588	・一般職員 31人→28人					

(単位:千円)

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
青少年家庭課		3,420,720	117,092	3,537,812	0	0	0	0	0	117,092
1	国庫支出金返還金	0	85,477	85,477	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	967,321	31,615	998,936	・一般職員 131人→135人					
子ども・子育て支援課		10,148,051	233,657	10,381,708	0	3,000	0	0	231,598	▲ 941
1	結婚支援事業費	187,351	3,000	190,351	・結婚支援情報発信・出会いの場創出事業					
2	国庫支出金返還金	0	232,515	232,515	・過年度補助金等返還金					
3	一般職給与費	132,407	▲ 1,858	130,549	・一般職員 18人→18人					
障がい福祉課		11,450,201	38,658	11,488,859	0	0	0	0	0	38,658
1	国庫支出金返還金	0	46,340	46,340	・過年度補助金等返還金					
2	一般職給与費	259,300	▲ 7,682	251,618	・一般職員 36人→34人					
薬事衛生課		1,294,156	▲ 21,360	1,272,796	0	0	0	0	0	▲ 21,360
1	一般職給与費	251,942	▲ 21,360	230,582	・一般職員 36人→32人					

■令和7年度9月補正予算案 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計		285,907	▲ 7,997	277,910	3,239	0	0	0	▲ 11,236	0
1	予備費	86,191	▲ 11,236	74,955	・予備費					
2	一般職給与費	83,263	3,239	86,502	・一般職員 10人→10人					
島根県国民健康保険特別会計		61,061,070	959,868	62,020,938	0	0	0	0	959,868	0
1	国民健康保険財政調整基金事業費	965	193,254	194,219	・国民健康保険財政調整基金事業費					
2	予備費	0	767,185	767,185	・予備費					
3	一般職給与費	33,255	▲ 571	32,684	・一般職員 4人→4人					
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計		389,109	97,393	486,502	0	0	0	0	97,393	0
1	予備費	77,289	97,393	174,682	・予備費					

【9月補正（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課									
1	医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援事業	180,576	医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対して、国の追加内示を受け、診療体制の変化等により生じる経費を支援 [助成対象者] 病院・有床診療所 [助成額] 410.4万円／床 [負担割合] 国 10/10	医療政策課									
2	外国人介護人材受入支援事業	10,000	高齢化の進展や介護人材の不足に対応するため、外国人介護人材の確保に要する経費を支援 [助成対象者] 介護サービス事業所 [対象経費] 外国人介護人材（技能実習、特定技能）の受入に係る初期費用として関係機関へ支払う費用（人材紹介費用、講習費用等） [助成率・助成上限額] 受入人数に応じ設定 <table><tr><th>受入人数区分</th><th>助成率</th><th>助成上限額</th></tr><tr><td>1～5人</td><td>1/3</td><td>20万円/人</td></tr><tr><td>6～10人</td><td>1/4</td><td>15万円/人</td></tr></table>	受入人数区分	助成率	助成上限額	1～5人	1/3	20万円/人	6～10人	1/4	15万円/人	高齢者福祉課
受入人数区分	助成率	助成上限額											
1～5人	1/3	20万円/人											
6～10人	1/4	15万円/人											

生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて

1. 最高裁判決

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件に係る最高裁判決（令和 6 年 3 月 26 日）

法制度の趣旨に照らせば、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示され、個別具体的な事情については更に審理を尽くさせるため、高裁に差戻し

【理由】

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における給付金支給制度の目的は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減し、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにある。
- ・ そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。

2. 国の動向

(1) 本判決を受け、内閣官房が各府省庁に対して「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同一、又は類似の文言を含む各法令における同性パートナーの取扱いについて検討、その方向性について報告するよう要請

(2) 24 の法令について、同性パートナーが「含まれ得る」と整理し公表（令和 7 年 1 月）

※「更なる検討を要する」とされた法令についても個別の制度における解釈・運用における課題もある一方、法令が適用されるか否かの予測可能性を確保する観点から、早期に結論を得ることが望ましいと考え、検討の迅速化を改めて指示

3. 県の対応

- (1) 本判決及び国の動向を踏まえ、配偶者を対象としている県制度等について全庁調査を実施し、配偶者に事実婚を含み、同性パートナーも対象とすることが相当と考える制度を整理
- (2) 健康福祉部では、下表の制度等が該当

同性パートナーも対象とすることが相当と考える制度等

	項 目	制度所管課
1	島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	地域福祉課
2	D V相談	青少年家庭課
3	養育里親の登録	〃
4	配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則	〃
5	島根県心身障害者扶養共済制度条例	障がい福祉課

- (3) 令和7年11月1日に県のホームページで公表予定
ただし、条例改正が必要となるもの（上表の1及び5）については、条例改正の手続きを行った後、速やかに公表

(参考資料)

最高裁判所判決（令和6年3月26日）抜粋

- ・ 犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件に係る最高裁判決（令和6年3月26日）

「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示され、個別具体的な事情については更に審理を尽くさせるため、高裁に差戻し

(判旨)

以上のとおり、犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、同制度を充実させることが犯罪被害者等基本法による基本的施策の一つとされていること等にも照らせば、犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記目的を十分に踏まえる必要があるものというべきである。【原文4(1)】

犯給法5条1項は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が上記のとおりであることに鑑み、遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される。そして、同項1号が、括弧書きにおいて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金

の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。【原文4(2)】

以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると解するのが相当である。【原文4(3)】

※法律の改正経過

昭和55年制定

平成13年法律第30号〔第一次改正〕

平成20年法律第15号〔第二次改正〕

裁判長	裁判官	林 道晴
	裁判官	宇賀克也
	裁判官	長嶺安政
	裁判官	渡邊恵理子
	裁判官	今崎幸彦

第二次島根県再犯防止推進計画(骨子)について

1. 第二次計画策定の趣旨

- ・令和3年6月に策定した現行の第一次計画が本年度末で終期を迎えるため、国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、第二次計画を策定するもの。
- ・第一次計画の取組を踏まえ、引き続き、犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりを図るため、関係機関・団体と連携しながら取り組むべき事項を定めた計画とする。

2. 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

4. 計画の内容

(1) 基本方針

- ① 地域における「息の長い支援」
- ② 支援者間の連携、協働
- ③ 民間協力者の理解、支援活動の促進

(2) 施策の体系

重点課題	主な取組
1. 就労・住居の確保等	▶就職や職場定着に向けた相談・支援等の充実 ▶公営住宅への円滑な入居
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	▶高齢・障がいにより支援が必要な者に対する福祉的支援へのつなぎ ▶薬物依存等を有する者への支援
3. 子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等	▶子どもの非行等に関する相談支援・指導等、青少年健全育成の推進 ▶子ども、家族、教職員等に対する相談支援や情報提供
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等	▶暴力団員の離脱に向けた働きかけ ▶再度非行に走る可能性のある少年への個別支援
5. 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	▶県の広報媒体を活用した民間協力者の紹介 ▶功績者の表彰
6. <u>地域による包摂の推進</u>	▶関係機関相互の連携強化 ▶課題等の共有や計画の進捗管理等を行う委員会の設置

(3) 計画の見直し・拡充の主な事項

- ・国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、「6. 国・民間団体等との連携強化等」を「6. 地域による包摂の推進」に見直し、国、地方公共団体、民間協力者等との連携を更に進める。
- ・計画には県の取組に加えて国や民間団体等による取組を記載することで、支援の充実を総合的に図っていく。

5. 計画策定スケジュール

令和7年	8月	第1回策定委員会（計画骨子の審議）
	10月	環境厚生委員会に報告
	10月	第2回策定委員会（計画素案の審議）
	12月	環境厚生委員会に報告
		パブリックコメントの実施
令和8年	2月	第3回策定委員会（計画案の審議）
	3月	環境厚生委員会に報告
		計画策定・公表

令和 7 年度国民健康保険 一人当たり調定見込額について

(単位:円)

市町村名	R 6	R 7	R 7 / R 6	(参考) 料率改定
松 江 市	95,030	107,670	113.3%	有
浜 田 市	77,196	81,496	105.6%	有
出 雲 市	97,675	105,703	108.2%	有
益 田 市	88,568	94,083	106.2%	無
大 田 市	82,995	87,029	104.9%	有
安 来 市	88,191	92,204	104.6%	有
江 津 市	78,767	85,169	108.1%	無
雲 南 市	87,482	89,438	102.2%	有
奥 出 雲 町	82,602	90,882	110.0%	有
飯 南 町	81,812	78,710	96.2%	有

(単位:円)

市町村名	R 6	R 7	R 7 / R 6	(参考) 料率改定
川 本 町	66,644	70,256	105.4%	無
美 郷 町	69,272	85,216	123.0%	無
邑 南 町	64,513	71,712	111.2%	有
津 和 野 町	78,473	86,198	109.8%	無
吉 賀 町	69,781	72,754	104.3%	無
海 士 町	95,352	101,747	106.7%	有
西 ノ 島 町	90,174	90,295	100.1%	有
知 夫 村	60,279	62,390	103.5%	無
隠 岐 の 島 町	79,897	86,632	108.4%	有
県 計	89,684	97,515	108.7%	

備考

1. 一人当たり調定見込額は、世帯人数や所得に応じて世帯ごとに賦課された保険料の総額を被保険者総数で除した額。料率の改定が無くても被保険者数や世帯の所得額の増減により変動する。
2. 金額は、医療分と後期高齢者支援金分の調定見込額の合計額

参考１ モデルケースによる保険料比較

(単位：円／年)

市 町 村 名	モデルケース A			モデルケース B		
	R 6	R 7	前年比	R 6	R 7	前年比
松 江 市	385,030	416,670	108.2%	163,750	180,020	109.9%
浜 田 市	373,700	371,800	99.5%	157,900	157,900	100.0%
出 雲 市	391,205	403,750	103.2%	171,700	176,200	102.6%
益 田 市	404,800	404,800	100.0%	175,100	175,100	100.0%
大 田 市	405,000	398,300	98.3%	176,500	174,900	99.1%
安 来 市	384,700	402,500	104.6%	170,600	174,200	102.1%
江 津 市	405,570	405,570	100.0%	174,000	174,000	100.0%
雲 南 市	365,960	358,170	97.9%	164,970	161,300	97.8%
奥 出 雲 町	363,100	374,800	103.2%	163,200	166,800	102.2%
飯 南 町	377,600	340,160	90.1%	162,160	146,010	90.0%
川 本 町	304,900	304,900	100.0%	153,700	153,700	100.0%
美 郷 町	380,500	380,600	100.0%	166,000	166,000	100.0%
邑 南 町	300,300	303,600	101.1%	130,100	131,800	101.3%
津 和 野 町	397,200	397,200	100.0%	172,300	172,300	100.0%
吉 賀 町	345,300	345,300	100.0%	142,800	142,800	100.0%
海 士 町	327,700	305,700	93.3%	140,100	133,300	95.1%
西 ノ 島 町	375,200	319,536	85.2%	157,800	141,465	89.6%
知 夫 村	249,800	249,800	100.0%	97,450	97,450	100.0%
隠 岐 の 島 町	345,100	358,600	103.9%	143,600	152,100	105.9%

備考

- モデルケースによる保険料は、世帯人数と所得を固定したモデル世帯に賦課される保険料の試算。被保険者数や世帯の所得額の増減の影響を受けず、料率の改定状況が反映される。
 - モデルケース A：共働きの夫婦と子ども2人の4人家族、総所得270万円（基礎控除後所得184万円）
 - モデルケース B：年金生活者の夫婦の2人家族、総所得170万円（基礎控除後所得84万円）
- 金額は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分の合計額

参考２ 所得額に対する調定見込額の割合（負担率）による比較

（単位：百万円）

市 町 村 名	R 6			R 7			増減
	① 所得額計	② 調定額計	③=②/① 負担率	④ 所得額計	⑤ 調定額計	⑥=⑤/④ 負担率	⑥-③
松 江 市	17,104	2,985	17.4%	16,919	3,233	19.1%	1.7
浜 田 市	3,933	639	16.3%	4,016	638	15.9%	△ 0.4
出 雲 市	17,992	2,703	15.0%	18,828	2,819	15.0%	△ 0.1
益 田 市	5,642	701	12.4%	5,704	701	12.3%	△ 0.1
大 田 市	2,943	514	17.5%	2,986	502	16.8%	△ 0.6
安 来 市	4,499	541	12.0%	4,546	543	11.9%	△ 0.1
江 津 市	2,570	316	12.3%	2,509	318	12.7%	0.4
雲 南 市	5,415	534	9.9%	3,384	521	15.4%	5.5
奥 出 雲 町	1,641	180	11.0%	1,685	185	11.0%	0.0
飯 南 町	566	74	13.1%	545	59	10.9%	△ 2.2
川 本 町	209	35	16.8%	232	35	15.3%	△ 1.6
美 郷 町	301	54	17.9%	346	61	17.5%	△ 0.4
邑 南 町	1,055	132	12.5%	1,092	137	12.5%	0.1
津 和 野 町	604	109	18.1%	689	114	16.6%	△ 1.5
吉 賀 町	516	78	15.1%	552	78	14.1%	△ 1.0
海 士 町	557	50	8.9%	692	53	7.6%	△ 1.3
西 ノ 島 町	366	56	15.4%	377	45	15.4%	0.0
知 夫 村	166	11	6.9%	113	10	9.2%	2.3
隠 岐 の 島 町	1,688	224	13.2%	1,550	228	14.7%	1.5
県 計	67,766	9,931	14.7%	66,766	10,282	15.4%	0.7

備考

1. 負担率は、調定額計を所得額計で除した率
2. 調定額は、医療分と後期高齢者支援金分の合計額

国民健康保険料の滞納等の状況について

市 町 村 名	国保加入世帯、滞納世帯、特別療養費支給対象世帯等の状況 (R7.6.1現在)					
	被保険者数	加入世帯数	うち保険料 滞納世帯	滞納割合	短期証交付 ※	資格証明書交付 または 特別療養費 支給対象 ※
松 江 市	29,505	21,162	1,069	5.1%	0	79
浜 田 市	7,950	5,920	95	1.6%	0	26
出 雲 市	26,516	18,061	1,008	5.6%	0	123
益 田 市	7,577	5,394	239	4.4%	0	10
大 田 市	5,686	4,053	266	6.6%	0	20
安 来 市	5,836	4,048	317	7.8%	0	35
江 津 市	3,729	2,792	153	5.5%	0	9
雲 南 市	5,859	4,150	186	4.5%	0	8
奥 出 雲 町	2,049	1,477	55	3.7%	0	5
飯 南 町	766	548	52	9.5%	0	3
川 本 町	493	376	10	2.7%	0	1
美 郷 町	711	532	24	4.5%	0	0
邑 南 町	1,869	1,363	34	2.5%	0	0

国民健康保険料の滞納等の状況について

市 町 村 名	国保加入世帯、滞納世帯、特別療養費支給対象世帯等の状況 (R7.6.1現在)					
	被保険者数	加入世帯数	うち保険料滞納世帯	滞納割合	短期証交付 ※	資格証明書交付 または ※ 特別療養費 支給対象
津 和 野 町	1,335	957	35	3.7%	1	0
吉 賀 町	1,063	754	51	6.8%	0	0
海 士 町	555	446	5	1.1%	0	0
西 ノ 島 町	593	441	4	0.9%	0	0
知 夫 村	164	123	1	0.8%	0	0
隠 岐 の 島 町	2,564	1,933	73	3.8%	0	9
県 計	104,820	74,530	3,677	4.9%	1	328

※ 法令の改正により、従来の被保険者証は令和6年12月2日より廃止され、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行。被保険者証廃止に伴い、短期証、資格証明書の新規発行も終了。そのため、発行済みの短期証、資格証明書は有効期限内での使用可能。

県 計 (R6. 6. 1)	110,034	77,214	3,596	4.7%	1,243	303
(R5. 6. 1)	115,542	79,889	3,727	4.7%	1,355	351
(R4. 6. 1)	122,393	83,112	4,023	4.8%	1,346	322
(R3. 6. 1)	127,080	84,878	4,255	5.0%	1,435	323

令和7年10月1日・2日
環境厚生委員会資料
健康福祉部高齢者福祉課

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

	保険料滞納状況		
	第1号被保険者数 (R7.6月末時点)	保険料滞納者数 (R7.6月末時点)	滞納割合 (R7.6月末時点)
松江市	59,288	862	1.45%
出雲市	52,022	352	0.68%
益田市	16,927	136	0.80%
大田市	13,083	143	1.09%
安来市	13,403	168	1.25%
津和野町	3,297	39	1.18%
吉賀町	2,525	40	1.58%
邑智郡総合事務組合	7,432	63	0.85%
浜田地区広域行政組合	27,235	142	0.52%
雲南広域連合	21,159	217	1.03%
隠岐広域連合	7,748	89	1.15%
県 計	224,119	2,251	1.00%

令和6年県計(令和6.6月末)	226,092	2,330	1.03%
令和5年県計(令和5.6月末)	227,113	2,394	1.05%
令和4年県計(令和4.6月末)	228,652	2,779	1.22%
令和3年県計(令和3.6月末)	229,270	2,771	1.21%
令和2年県計(令和2.6月末)	229,219	3,199	1.40%

保険料・利用料減免状況	
令和7年6月末状況 (R7.4～R7.6月)	
保険料減免 適用者数(人)	利用料減免 適用者数(人)
5	1
0	0
1	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
3	0
0	0
9	1

12	3
8	1
13	8

※保険者へ照会

※第1号被保険者数は、介護保険事業状況報告(月報)より

介護テクノロジー定着支援事業について

1. 事業の概要

(1) 内容

- ・ 介護事業所に対して介護ロボットや I C T 機器等の導入に要する経費を支援

(2) 負担割合

- ・ 国 64/100、県 16/100、事業者 20/100

2. 令和 7 年度の実施状況

(1) 交付申請期間

- ・ 令和 7 年 7 月 4 日～8 月 1 日
(令和 7 年 6 月 25 日に「介護現場革新サポートセンターしまね」を開設し、機器導入などに向けた事業所の取組を支援)

(2) 申請状況

- ・ 現計予算額 195,585 千円に対して、申請額 567,873 千円
- ・ 主な申請内容は、「見守りセンサー」の導入や、介護ソフトやインカム、Wi-Fi 環境整備 など

(3) 国費の状況

- ・ 8 月末時点で、申請のあった所要額全額について内示あり

3. 今後の対応方針

- (1) 介護人材の確保がますます厳しい状況となる中、介護現場の業務改善や効率化は喫緊の課題
- (2) 申請どおりに交付決定を行うため、11 月議会での補正予算案の提出を検討

島根県DV対策基本計画（第5次改定）の素案について

1 計画改定の背景

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、『DV防止法』)」に基づく現行計画である「島根県DV対策基本計画(第4次改定)」(令和3年度～令和7年度)の計画期間の満了に伴う見直しを行う。
- (2) 国基本指針や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、『困難女性支援法』)」のほか、改正された「刑法」、「民法」などの関連法等を踏まえ、県の目指すべき方向性と具体策、国、県、市町村及び民間団体との連携や協力等について示し、DV対策を総合的に実施するために策定する。

2 計画の期間

令和8年度～令和10年度(3年間)

本計画と「困難女性支援法」に基づく県計画「困難女性支援基本計画」(令和6年度～令和10年度)は、施策的に関連が深いことから、次回改定時に一本化するため計画期間の終期を合わせて令和10年度までとする。

3 計画の概要

- (1) 基本理念(目指す方向)

「DVを生まない社会」

「DV被害者の人権が尊重される社会」

「DV被害者が安心安全な環境で自立を実現できる社会」

(2) 施策(下線は新たな盛込等)

基本目標	主な内容				
I DVを生まない社会づくり 【数値目標】 予防教育を実施している学校の割合 <table> <tr> <td>R7 現在</td><td>R10 目標</td></tr> <tr> <td>70.9%</td><td><u>82.5%</u></td></tr> </table>	R7 現在	R10 目標	70.9%	<u>82.5%</u>	・<u>国、県、市町村、民間団体で構成する法定協議会を設置し、計画の推進と進管理を実施</u> ・若年層への予防教育として、「<u>生命(いのち)の安全教育</u>」を推進 ・男性、外国人、高齢者、障がい者、<u>性的マイノリティ</u>等の被害者が相談しやすい環境づくり
R7 現在	R10 目標				
70.9%	<u>82.5%</u>				
II DV被害者の権利擁護 【数値目標】 DV被害者が相談した割合 <table> <tr> <td>R7 現在</td><td>R10 目標</td></tr> <tr> <td>50.0%</td><td>60.0%</td></tr> </table>	R7 現在	R10 目標	50.0%	60.0%	・発見から相談までの確実なつなぎ ・相談支援体制の強化と性暴力被害者支援センターと連携した性的DVへの適切な対応 ・被害者のニーズに対応した一時保護委託先の拡充 ・保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化
R7 現在	R10 目標				
50.0%	60.0%				
III DV被害者の暮らしを支える地域づくり 【数値目標】 <u>法定協議会を設置している市町村数</u> <table> <tr> <td>R7 現在</td><td>R10 目標</td></tr> <tr> <td>6市町村</td><td>全市町村</td></tr> </table>	R7 現在	R10 目標	6市町村	全市町村	・DV被害者の自立支援のために被害者が納得して意思決定ができるよう相談支援員の専門性の向上等による適切な対応 ・<u>市町村における法定協議会の設置による連携支援体制の充実</u>
R7 現在	R10 目標				
6市町村	全市町村				
IV 関係機関の連携強化 【数値目標】 DVセンター(*)、児童相談所、警察の相談対応職員 のDVと児童虐待両方の専門研修受講率 <table> <tr> <td>R7 現在</td><td>R10 目標</td></tr> <tr> <td>61.5%</td><td>100.0%</td></tr> </table>	R7 現在	R10 目標	61.5%	100.0%	・DVセンター(*)が要保護児童対策地域協議会に参画するなど児童虐待対応機関との連携強化 ・民間団体に対して法定協議会への参加促進、一時保護委託先としての活用検討、研修の相互参加を促進 (*)DVセンターとは「配偶者暴力相談支援センター」のことであり、県では女性相談センター(松江・大田)を指す
R7 現在	R10 目標				
61.5%	100.0%				

4 策定スケジュール

- 令和7年 8月 第1回計画策定ワーキングにて素案の審議
県困難女性及びDV 被害者等支援ネットワーク会議(実務者会議)
- 9月 県社会福祉審議会
- 10月 県議会環境厚生委員会
パブリックコメント
県男女共同参画審議会
- 12月 第2回計画策定ワーキングにて計画案の審議
- 令和8年 1月 県困難女性及びDV 被害者等支援ネットワーク会議(代表者会議)
- 3月 県議会環境厚生委員会
計画策定

ひきこもり等に関する実態調査の実施について

1. 調査の趣旨

平成25年度及び令和元年度に民生委員・児童委員の皆様のご協力を得て、「ひきこもり等に関する実態調査」を実施したが、前回調査から6年が経過しており、実態の経年変化や現状等を把握するため再度調査を実施

2. 調査対象

次に該当するような方を「ひきこもりの状態の方等」とする。

- (1) 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にひきこもっている状態の方
 - (2) 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買い物などで外出することがある方
 - (3) 上記に準じ、無業者など民生委員・児童委員の皆様からみて心配な方、また、家族等から支援などについて相談があった方
- ※ただし、重度の障がい、疾病、高齢等で外出を希望してもできない方を除く。

3. 調査の基準

令和7年9月現在

4. 調査の内容

- (1) ひきこもり状態の方等に関する質問項目

該当者の性別、年齢、家族構成、ひきこもりの状況や期間、ひきこもり等に至った経緯、該当家庭の主な収入状況、本人が抱えている課題、家族が抱えている問題、該当者への支援の状況 等

- (2) 民生委員・児童委員に対する質問項目

県や市町村に開設している相談支援機関の認知、ひきこもり等の方への必要と思われる支援策、ひきこもりに関する研修受講の有無 等

5. 調査方法

県内の民生委員・児童委員あてに調査票を郵送し、回答を返送してもらう。

6. 調査結果の公表

島根県ホームページに掲載

（市町村など関係機関へは、各機関の管轄内データを参考資料として提供）